テレビ、エアコン 冷蔵庫、洗濯機 の処分が有料になります

四月一日から、全国一斉にごみの減量化とリサイクルを目的とした家電リサイクル法が施行されます。今まで、ごみとして出された家電製品のうち、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の四品目が対象となります。

これらは、リサイクル可能な資源を多く含んでおり、循環型社会の形成に向けリサイクル体制の整備が必要となりました。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

4品目の収集が変わります

- ●テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の４品目は、各町内会（区）の集積場所に出しても収集しません。
- ●環境クリーンセンターへの持ち込みもできません。
- ●リサイクル料金、運搬料金がかかります。

対象機器	リサイクル料金	運搬料金
テレビ	2,700円	各小売店、運搬業者が設定
エアコン	3,500円	
冷蔵庫	4,600円	
洗濯機	2,400円	

主なメーカー	指定引き取り場所
松下電器産業	中田屋(株)　今泉795-1
東芝	
日立製作所	(株)富士エコサイクル　富士宮市山宮3507-19 日本通運(株)沼津支店　沼津市東間門626
三菱電機	
シャープ	
三洋電機	
ソニー	

※このほかのメーカーについては、各小売店にお問い合わせください。

処分・支払方法

A．小売店へ依頼する

・処分する製品を購入した小売店に持っていき、リサイクル料金と小売店が設定する運搬料金を支払います。
・製品を買いかえる場合は、小売店に処分する製品を持っていきリサイクル料金と小売店が設定する運搬料金を支払います。

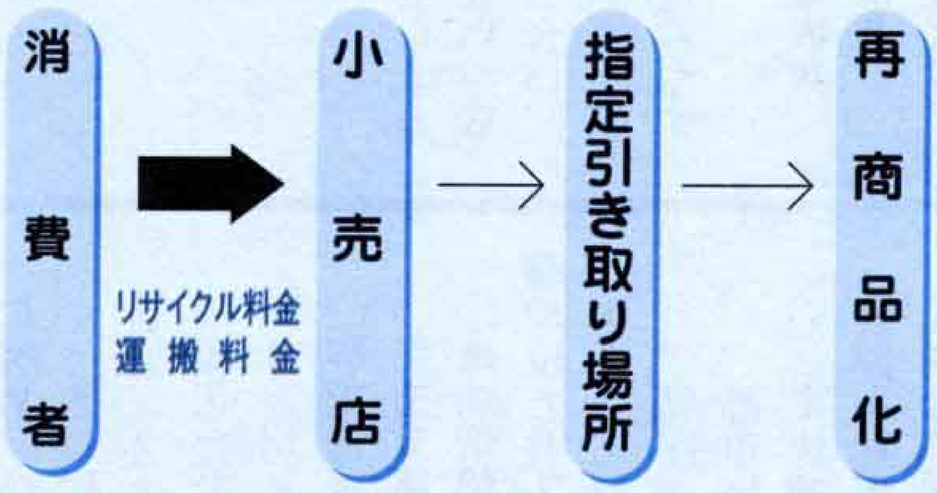

B．リサイクル料金を郵便局で支払い、消費者が指定引き取り場所まで運ぶ

購入した小売店が遠方にある場合や小売店がわからない場合は、郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を製品に張りつけ、消費者が直接、指定引き取り場所まで運びます。

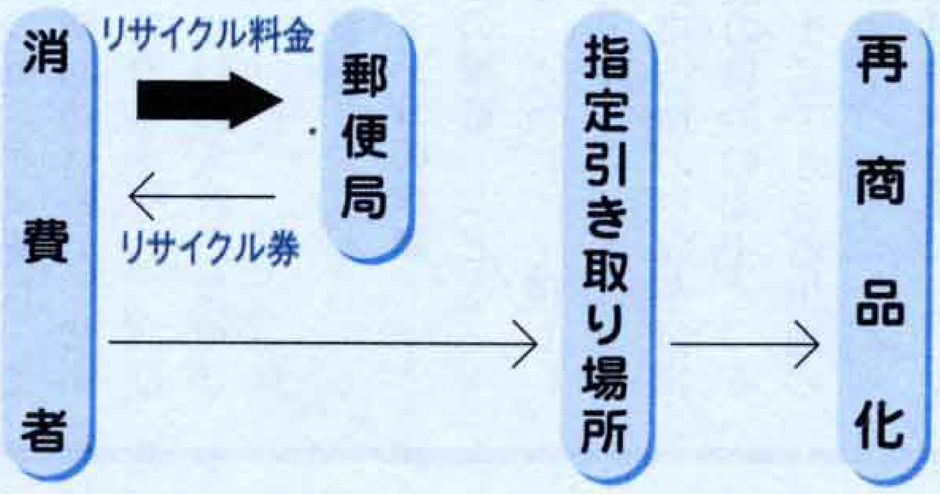

C．リサイクル料金を郵便局で支払い、運搬業者に依頼する

Bと同様にリサイクル券を製品に張りつけ、運搬業者に運搬料金を支払い、運んでもらいます。

運搬業者　富士市一般廃棄物協同組合　☎72-5353

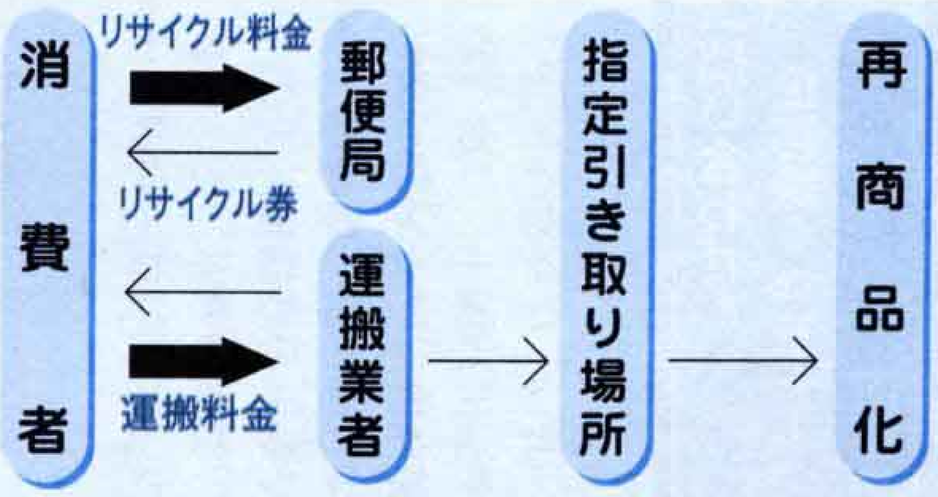

問い合わせ　環境衛生課　☎51-0123　内線2053　　環境クリーンセンター　☎35-0081